

## 青森県立自然公園条例施行規則の一部改正（案）について

### 1 改正の趣旨

県立自然公園の保護と利用については、自然公園法に準じて青森県立自然公園条例（以下「条例」という。）を制定し、必要な規制等を行っています。

国が法を改正（令和4年4月1日施行）し、地域の主体的な取組によって国立公園等の利用を増進させるための制度の創設等を行ったことから、県立自然公園においても同様に取組むため、条例を一部改正しました。

（令和4年7月1日施行）

これに伴い、青森県立自然公園条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正するものです。

### 2 改正の内容

#### （1）公園事業となる施設の種類の追加

- 公園利用に供される乗用車等への動力源を供給するための施設を整備する必要性が生じていることから、公園事業となる施設の種類の、燃料電池自動車に水素を供給するための施設や電気自動車に電気を供給するための給電施設に類する施設を追加します。

#### （2）公園計画の変更の提案に係る添付書類

- 利用拠点整備改善計画制度又は自然体験活動促進計画制度による協議会が公園計画の変更の提案を行う際の添付書類を追加します。

#### （3）公園事業の決定等の提案に係る添付書類

- 利用拠点整備改善計画制度による協議会が当該計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更の提案を行う際の添付書類を追加します。

#### （4）公園事業の執行の認可申請に係る添付書類の変更等

- 行為の規模が大きいため、適切に表示できないと認められる場合には、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図に代えることができることとします。
- 添付を必須とする平面図その他の図面の縮尺について、「2万5000分の1以上」を「2万5000分の1程度」とする等、一定の縮尺程度の図面でも可能とします。
- 構造図及び給排水計画図については、必須の添付書類としないこととします。

**(5) 公園事業の内容の変更の認可を要しない軽微変更事項の追加等**

- 公園事業の軽微な変更は、「管理又は経営の方法の変更」のうち、  
宿舎に関する事業の場合は、特定の者の優先的な使用を確保するもの  
を除くこととします。また、公園施設の構造の変更の場合で、公園施  
設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものを追加します。

**(6) 公園事業の承継に係る申請書等の追加**

- 公園事業を譲渡する際の承継に係る、申請書の様式及び添付書類を  
定めます。

**(7) 利用拠点整備改善計画制度に関する追加**

- 利用拠点整備改善計画制度における協議会の公表内容及び方法や  
計画の認定申請に係る添付書類、記載事項、利用拠点整備改善計画の  
公表方法、計画の軽微な変更にあたるものを定めます。

**(8) 特別地域内の行為の認可申請に係る添付図面の変更等**

- 上記2(4)と同じ

**(9) 特別地域内における行為の許可基準の追加**

- 特別地域内における屋外運動施設等、風力発電施設及び太陽光発電  
施設であって土地に定着させるものの新築、改築又は増築に係る許可  
基準として、「申請に係る場所が条例第28条第3項の許可を受けて木  
竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただ  
し、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りではない。」を追加し  
ます。
- 特別地域内における屋外運動施設等の新築、改築又は増築以外の仮  
設の工作物の新築、改築又は増築に係る許可基準として、照明装置を  
用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行  
うものについての基準を追加します。
- 特別地域内における広告物の設置等に係る許可基準として、光源を  
用いる広告物等に係る基準に風致に対する影響が少なくなるように  
範囲や期間、時間を必要最小限とすることを追加するとともに、光源  
としては、色温度が高い白色よりも色温度が低い色の方が風致に対  
する影響が少ないことから白色系を条件としないこととします。
- 特別地域内における知事が指定する道路における車馬の使用に係  
る許可基準を追加します。

**(10) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加及び変更**

- 炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等  
を新築し、改築し、又は増築する際の面積要件（水平投影面積が1000

- 平方メートル以下)を追加します。
- 巢箱の設置は野生鳥獣の保護増殖のためのものとします。
  - 電波法に規定する無線設備の増築部分について、規模要件(増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下)を追加します。
  - 既存の電線、電話線又は通信ケーブルの「張り替え」を「改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)」に改めます。
  - 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)を追加します。
  - 変圧器だけでなくその他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)を追加します。
  - 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブルの引込みに要する設備を設置することを追加します。
  - 野生鳥獣による被害を防ぐためにカメラや柵、金網などを新築、改築若しくは増築する際の被害の対象に森林や生態系を追加します。
  - カメラ設置の目的に保安を追加します。
  - 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置することを追加します。
  - 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築することを追加します。
  - 自家用のために木竹を択伐する場合でも採取等規制植物であるものを除くこととする条件を追加します。
  - 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが50センチメートル以内のものに限る。)を伐採することを追加します。
  - 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが3メートル以内のものに限る。)を伐採することを追加します。
  - 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採することを追加します。
  - 牧野その他の草原の維持のため、又は、採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採することを追加します。
  - 自家用及び生業維持のために木竹を損傷する場合でも採取等規制植物であるものを除くこととします。
  - 牧野その他の草原の維持のため、又は、採取等規制植物の保護増殖

- のために必要な範囲内で木竹を損傷することを追加します。
- 野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示することを追加します。
  - 農業を営むため、牧野その他の草原の維持のため、又は、採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷することを追加します。
  - 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷することを追加します。
  - 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷することを追加します。
  - 魚介類を捕獲し、又は殺傷することについては、削除します。
  - 公園管理団体が行う条例第 51 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる自然の風景地の管理などの業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が 14 日前までに知事に提出されたものを追加します。
  - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国又は地方公共団体が行う国の定める保護増殖事業計画として環境大臣から確認を受けた事業等の実施のために必要な行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
  - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定による主務大臣等による防除等の実施のために必要な行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
  - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区において、鳥獣の繁殖施設の設置等の事業であつて環境省令で定めるものの実施のために必要な行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
  - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、知事の許可に係る学術研究の目的等で行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
  - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によ

る第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施しようとする事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。

**(11) 普通地域内における届出を要しない行為の追加及び変更**

- 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置することを追加します。
- 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが 3 メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が 3 平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築することを追加します。
- 公園管理団体が行う条例第 51 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる自然の風景地の管理などの業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が 14 日前までに知事に提出されたものを行うことを追加します。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国又は地方公共団体が行う国の定める保護増殖事業計画として環境大臣から確認を受けた事業等の実施のために必要な行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定による主務大臣等による防除等の実施のために必要な行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区において、鳥獣の繁殖施設の設置等の事業であつて環境省令で定めるものの実施のために必要な行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、知事の許可に係る学術研究の目的等で行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施しようとする事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第 28 条第 3 項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。

- 炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築する際の面積要件（水平投影面積が1000平方メートル以下）を追加します。
- 巣箱の設置は野生鳥獣の保護増殖のためのものとします。
- 電波法に規定する無線設備の増築部分について、規模要件（増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下）を追加します。
- 既存の電線、電話線又は通信ケーブルの「張り替え」を「改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）」に改めます。
- 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）を追加します。
- 変圧器だけでなくその他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）を追加します。
- 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブルの引込みに要する設備を設置することを追加します。
- 野生鳥獣による被害を防ぐためにカメラや柵、金網などを新築、改築若しくは増築する際の被害の対象に森林や生態系を追加します。
- カメラ設置の目的に保安を追加します。
- 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）を追加します。
- 条例第30条第1項第1号に規定する規則第24条各号で定める工作物の種類毎の基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為を追加します。

## (12) 自然体験活動促進計画制度に関する追加

- 自然体験活動促進計画制度における協議会の公表内容及び方法や計画の認定申請に係る添付書類、記載事項、自然体験活動促進計画の公表方法、計画の軽微な変更にあたるものを定めます。

## (13) 公園管理団体となることができる法人の追加及び公園管理団体の指定基準の見直し

- 公園管理団体の指定対象を会社等に広げます。
- 条例の改正を踏まえ、指定基準を見直します。

#### (14) その他

条例改正に合せた条例の引用条項の修正など所要の改正を行います。

### 3 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部改正について

規則の一部改正に伴い、「青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則」について、追加等を行います。

#### (1) 特別地域内における行為の許可申請関係

- その他の必要な書類の認定に関することを追加します。

#### (2) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為関係

- 国又は地方公共団体が実施する特定外来生物（植物）の防除を目的とする催しの内容及び実施期間を記載した書面の受理に関することを追加します。
- 国又は地方公共団体が実施する特定外来生物（動物）の防除を目的とする催しの内容及び実施期間を記載した書面の受理に関することを追加します。
- 公園管理団体が行う業務のために必要な行為の内容及び実施期間を記載した書面の受理に関することを追加します。

#### (3) 普通地域における届出を要しない行為関係

- 公園管理団体が行う業務のために必要な行為の内容及び実施期間を記載した書面の受理に関することを追加します。

#### (4) その他

引用条項の修正を行います。

### 4 今後の予定

公布：令和5年6月下旬

施行：令和5年7月1日